

○財務省告示第四百四十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年四月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年五月十二日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百二十六回、第三百二十七回、第三百二十八回、第三百二十九回、第三百三十回、第三百三十一回、第三百三十二回及び第三百三十三回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十一回、第六十五回、第七十回、第七十一回、第八十三回、第八十六回、第八十七回、第九十三回、第九十四回、第九十五回、第一百零一回、第一百零九回、第一百一十四回、第一百十六回、第一百七回及び第一百二十回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同			

五 募入決定の方
 六 発行額
 七 払込金額
 八 最低額面金
 九 振替単位
 十 発行日
 十一 発行価格
 十二 利率
 十三 経過利子の
 の 払込み

じ。を競争に付して行われる入
 札に よる 発行 利率 差の 小
 各 申込みの から その 応募 額を 順次
 さ いも の から その 応募 額を 順次
 割 り 当てる 。 千 四 百 八 十 三 億 円
 額 面 金 額 で 五 千 四 百 八 十 三 億 円
 五 千 九 百 八 十 二 億 六 百 八 十 四 万
 六 千 円
 五 千 円
 振替法の規定による振替口座簿
 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
 す る 。
 平成十九年四月二十七日
 発行 対 象 国 債 ごと に 面 金 額
 百 円 に つ き 、 次 の 算 式 に よ り 算
 出 し た 金 額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に追加額を払込期日に払
 い 込 む も の と す る 。
 各 行 対 象 国 債 の 額 面 金 利 率 の
 各 行 対 象 国 債 の 額 面 金 利 率 の
 100 × 各 期 日 の 発 行 期 日 が 零 。)
 支 規 定 利 子 支 払 合 合 日 365

利付国庫債券 (第十年) (第三百二十 六回)	名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行金額 (額面金額)
		〇・七%	平成十二年三月二十四日	二百十九億

(別表)

十四	利	子	第十号に規定する発行日後の各
十五	償還	期限	と、発行期において、次の
十六	償還	金額	と、算出された金額を支払
十七	入札	の基	う。ただし、支払は、その翌営業
十八	元利	金支	日に支払う(償還期限に
十九	入札	参加	同日に支払う(償還期限に
二十	払込	期日	同日に支払う(償還期限に
	各発行	の対	同様に支払う(償還期限に
	象国債	の	同様に支払う(償還期限に
	準とす	る	同様に支払う(償還期限に
	九	年	同様に支払う(償還期限に
	業協	会	同様に支払う(償還期限に
	買参	考	同様に支払う(償還期限に
	均値	の	同様に支払う(償還期限に
	年	四	同様に支払う(償還期限に
	訂正	さ	同様に支払う(償還期限に
	当該	単	同様に支払う(償還期限に
	日本	銀	同様に支払う(償還期限に
	日	本	同様に支払う(償還期限に
	平	成	同様に支払う(償還期限に
	二	十	同様に支払う(償還期限に
	九	年	同様に支払う(償還期限に
	四	月	同様に支払う(償還期限に
	二	十	同様に支払う(償還期限に
	七	日	同様に支払う(償還期限に

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第三十 回）年 百）庫 三）債 十）券 ）	（（利 第二十 回）年 百）庫 三）債 十）券 ）	（（利 回第十 ）年 百）庫 三）債 十）券 ）	（（利 第九十 回）年 百）庫 二）債 十）券 ）	（（利 第八十 回）年 百）庫 二）債 十）券 ）	（（利 第七十 回）年 百）庫 二）債 十）券 ）
二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	一 ・ 九 %	一 ・ 〇 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 八 %
十年平 日十成 二三 月十七 二十七	日年平 六年平 六月三 月二十六	日年平 六年平 六月三 月二十六	十年平 日十成 二三 月十五 二十五	日年平 三年平 三月三 月二十五	日年平 三年平 三月三 月二十六	十年平 日十成 二三 月十五 二十五	日年平 九年平 九月三 月二十五	日年平 六年平 六月三 月二十五	日年平 三年平 三月三 月二十五	十年平 日十成 二三 月十二 二十四
二十 八億 円	億四 円百 四十八	八十五 億円	円百 四十四 億	三千 億四 百六十	六億 円	円百 三十二 億	三十 八億 円	円七 百九十 億	億千 円百六 十三	億三 円百二 十七

（（利 第二付 百十国 二年庫 十）債 回 券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 百十国 九年庫 回）債 ）	（（利 第二付 百十国 二年庫 回）債 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 六）債 回 券 ）
一 ・ 六 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %
日年平 六成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	十年平 日十成 月二 月十一	日年平 三成 月四 二十一	六平 月成 二四 十十年	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八
四 十 一 億 円	八 十 六 億 円	億二 百 七 十 二	十 億 円	十 二 億 円	三 十 二 億 円	十 五 億 円	九 十 五 億 円	六 十 億 円	三 億 円	十 四 億 円